第三十七条の十二の表第百十五条の三十六第三項の項を削る。

第三十七条の十三第一項中「第百十五条の四十四第三項」を「第百十五条の四十五第三項」に、「第百十五条の四十四に」を「第百十五条の四十五に」に改める。

第三十七条の十四中「法第百十五条の四十五第六項」を「法第百十五条の四十六第六項」に改め、同条の表第六十九条の十四第一項の項及び第六十九条の十四第二項の項中「第百十五条の四十六第一項」を「第百十五条の四十七第一項」に改め、同表第六十九条の十四第三項の項中「第百十五条の四十五第六項」を「第百十五条の四十六第六項」に改める。

第三十七条の十五第一項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第四十七条中「の審査請求」の下に「（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）」を加え、同条各号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第五十条中「事項」の下に「（法第二十二条第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあっては、第二号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第二号及び第三号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第八章中第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（大都市等の特例）

第五十一条の三　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の三十一の四に定めるところによる。

2　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第二百三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の四十九の十一の二に定めるところによる。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第二十項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十五条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「第百十五条の四十四第一項各号若しくは第二項各号」を「第百十五条の四十五第一項各号若しくは第三項各号」に、「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

（介護保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十六条　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第八条第十六項」を「第八条第十七項」に改める。

附則第十四条中「第八条第二十二項」を「第八条第二十四項」に、「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「第四十二条の二第二項第二号」を「第四十二条の二第二項第三号」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十七条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改め、同条第二項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第十八条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第十一号中「第二百三条の二第一項」を「第二百三条の三第一項」に改める。

第百十五条第三号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第二章　経過措置

（旧特定施設に入居をしていた介護保険の被保険者の特例）

第十九条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正法第一条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定施設（改正法第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。以下この条及び第二十四条において「旧特定施設」という。）を含む二以上の旧介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設に継続して入所又は入居（以下「入所等」という。）をしている同項に規定する特定継続入所被保険者であって、改正法の施行の際現に当該住所地特例対象施設（旧特定施設を除く。）に入所等をしているものについては、なお従前の例による。

（指定地域密着型サービス事業者の特例）

第二十条　改正法の施行の際現に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所の開設者については、施行日に、当該病院又は診療所により行われる新介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該病院又は診療所の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又は施行日前に旧介護保険法第七十八条の十の規定により旧介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。

2　前項の規定により新介護保険法第四十二条の二第一項本文に規定する指定地域密着型サービス事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）とみなされた者に係る同項本文の指定は、当該指定に係る病院又は診療所について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

第二十一条　改正法の施行の際現に旧介護保険法第九十四条第一項の許可を受けている介護老人保健施設の開設者については、施行日に、当該介護老人保健施設により行われる複合型サービスに係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定により指定地域密着型サービス事業者とみなされた者に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、新介護保険法第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は新介護保険法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。